

東予港西条地区産業用地地盤改良整備事業に係る個別現場説明会 議事録

No.	質問	回答
1	要求水準書第3、2の(4)に既存施設に係る事前対策工の必要性及び必要性な場合の工法、施工計画の検討が求められていますが、事前対策工が必要となる変状の閾値がありましたらご教授ください。	・定量的な規格値は無いが、護岸の機能を損なわないこと ・埋立て面積が申請値と3%の誤差とならないよう変位を抑えること。これを超えると検査が通らないため。
2	開示頂いた推定地層断面に埋土(砂質土)の分布が明記されていますが、これらの液状化対策は別事業でご対応の予定でしょうか？	本案件の仕様には含まれていない。
3	事業用地周辺において、地下水を利用している企業または住民を把握されている場合はご教授願います。	隣接する工場が地下水を利用していないことは確認しているが、その他把握していない。
4	個別現地説明会にて、写真、測量可能と示されていますが、ドローンによる測量は可能でしょうか。そのための人員の追加は可能でしょうか。	可能ではあるが、所定の申請を行うこと。 また、現在の施工業者との調整が必要なため、事前に協議すること。
5	個別現場説明時に確認した地盤高が事業開始時の原地盤とするのでしょうか。ご教授願います。	現状一部低い場所があるが、過年度の工事としてDL+6.4mまでを造成する。その後、令和7年度工事でさらに10万m ³ の搬入・敷き均しを行う予定のため、これを与条件とする。ただし、正確な実施時期は未定であるため、本事業着手時に10万m ³ が全量搬入されていない可能性はある。
6	事業開始時は、公告資料に示された原地盤高DL+6.40に造成されるのでしょうか。ご教授願います。	現在、当該質問にある土砂は無い。
7	当事業地での県発注工事(護岸、浚渫・埋立等の工事)において、地元関係機関(周辺企業、地元漁業協同組合、西条市等)からの周辺環境に関する要望、苦情等受けたことはありますでしょうか。ご教授願います。	地元漁業協同組合からは、濁水や温排水を排水しないよう求められている。
8	当事業地での県発注工事において、埋立地北東端部でポンプ圧送船による揚土を行っていましたが、地元関係機関(周辺企業、漁協等)との協議はスムーズに成立したのでしょうか、また協議期間はどの程度かかりましたでしょうか。ご教授願います。	協議の経過は不明だが、同様の作業を行う場合は、漁業組合の承諾が必要となる。
9	事業地1工区は、先行して竣工していますが、ボーリング資料がありません。埋立の履歴、材質がわかる資料の開示は可能でしょうか。ご教授願います。	詳細は不明だが、基本的に海洋浚渫土の上に建設残土(河床浚渫土)が埋め立てられている。また、埋立ての当初計画で予定されていた臨港道路部は、砂で埋め立てを行っている。
10	事業地内の雨水排水について、現在ある余水吐きを利用した洋上への排水と考えてよろしいでしょうか。	質問の通り。
11	事前対策工の検討にあたり、周辺護岸の点検を実施されていれば、現状をご教授を願います。	点検記録はない。 本案件の海側護岸は未供用のため点検未実施。陸側の護岸は民有のため、県として点検記録は保有していない。
12	参考資料に示されている護岸断面、平面図、地質断面図等について、CADデータは開示いただけないでしょうか。	確認の上、後日回答する。
13	管中混合固化処理土の施工範囲、厚み等の資料を開示いただけないでしょうか。	管中混合固化処理は直轄工事で実施のため確認の上回答する。
14	2工区は売却済みとのことだが、所定の沈下を確保するためにプレロードの盛土が売却済みの敷地へ入ることや、売却済みの敷地境界の沈下が考えられます。その場合は、工期内に現状回復させるという考えでよろしいですか。	確認の上、後日回答する。
15	2工区は売却済みとのことだが、隣接する臨港道路部は売却先業者と供用となりますでしょうか。	質問の通り。
16	現在設置されている余水吐きについて、工事中の利用は可能でしょうか。	可能である。
17	余水吐きに関係する構造物は、全て本工事で撤去となるでしょうか。	護岸に影響を与えない呑み口部分については撤去頂くようお願いいたします。なお、護岸に影響が生じる配管部分の撤去は実施しないようお願いいたします。
18	排水に関する上乗せ基準の適用はあるのでしょうか。	契約後、設計が決まった上での協議事項となるので現時点では不明である。